

## 第22期第20回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月5日(水) 13時30分~14時30分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、新谷哲也、川口和良、  
石館正也、飯田弘明、元角文雄、石本武男、  
阿部輿志輝、大澤真人、深山和彦(以上11名)
- 4 欠席委員 石塚治、馬場浩一、鈴木英樹(以上3名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課長 米濱康文  
漁業管理係長 坂東雅彦
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司  
主 事 近藤隆嗣  
主 事 竹田龍星
- 7 議題  
議案第1号 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示について  
議案第2号 漁場計画(定置漁業権)の最終案策定について(協議)  
議案第3号 定置漁業権相続人の適格性について(答申)  
議案第4号 定置漁業権相続人の適格性について(答申)  
議案第5号 「網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止及び「個人情報の保護に関する法律の施行に関する網走海区漁業調整委員会規程」の制定について  
議案第6号 「北海道情報公開条例の施行に関する網走海区漁業調整委員会規程」の一部改正について  
議案第7号 委員の辞任について
- 8 報告事項  
報告第1号 第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方について  
報告第2号 第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方について  
報告第3号 「網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正について

報告第4号 「網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正  
について

事務局長

定刻となりましたので、ただ今から、第22期第20回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。この度、本委員会の阿部委員と深山委員が長年に渡る委員会活動の功績が評価され、全国海区漁業調整委員会連合会より表彰されており、この場を借りて感謝状と記念品の授与を行いたいと思います。

はじめに、受賞者のご功績を紹介させていただきます。阿部委員と深山委員は平成24年に網走海区漁業調整委員会の委員に就任されました。以来、長きに亘り、海面における漁業の調整などに重要な役割を果たし、また委員会の委員としてその重責を全うし、その功績が顕著であると認められたことから表彰されることとなりました。

それでは、表彰状の伝達を行います。

横内会長から贈呈いたします。阿部委員、前にお進みください。

【感謝状を読み上げ、受賞者に感謝状及び記念品を授与】

深山委員、前にお進みください。

【感謝状を読み上げ、受賞者に感謝状及び記念品を授与】

阿部委員、深山委員、おめでとうございます。以上で表彰状の伝達を終わります。

それでは、改めまして第22期第22回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会長

開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から米濱水産課長、坂東漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月に入りましてホタテガイ漁業も本格化してきておりますが、今年は歩留まりも良く、単価も安定していると聞いているところです。

ただ、ホタテガイの単価は輸出の状況に左右される部分があり、新聞などでも報道されているとおり、福島原発のアルプス処理水の放出や為替の動向など、不安な要素もありますので、今後も注視していく必要があると感じております。

また、先日開催されました定置漁業の現地対話集会におきまして、今年の秋さけの来遊予想量が発表となりました。当管内につきましては、東部地区は前年を上回り、西部地区は、ほぼ昨年と同等で、管内全体では昨年より上回る予想となっております。

令和元年以降、来遊量は回復傾向となっているところでありますので、今後

もこの傾向が続き、高水準で安定することを期待したいところです。

さて、本日の委員会では、河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動や第15次定置漁業権漁場計画の最終案の協議など、議題が7件と報告事項が4件と盛りだくさんとなっております。

委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます、簡単ですが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。

(臨席者紹介オホーツク総合振興局 米濱水産課長、坂東漁業管理係長)

次に、出席人員の報告をします。定員14名中、本日の出席委員は11名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。

それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いいたします。会長、よろしく申し上げます。

会長

それでは、これより会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出についてですが、恒例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一同

異議なし

会長

それでは、石館委員と大澤委員に議事録の署名をお願いします。

## 2 議 事

会長

では、これより議事に入ります。議案第1号河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示について上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

道では、太平洋岸を中心に、秋さけ来遊資源が低位で推移していることやカラフトマスの来遊資源が激減していることに加え、当管内は他管内への種卵の供給を行っていることから、当地域のさけ・ます資源の回復が重要な課題の一つとなっていることを鑑み、「野生魚の活用に関する調査研究の推進」と「さけ・ます親魚の河川遡上を促す取組」を推進することとしております。

このような中、北見管内さけ・ます増殖事業協会においても、道の対応方向を踏まえ、野生魚を保護しながらの資源づくりに取り組むため、関係機関との共同研究による野生魚を活用した資源回復に向けた取組や調査を実施しているところであります。

これらの取組や調査などを着実なものとするため、令和4年度から道から要請に基づきさけ・ますの河川遡上を促すための河口付近における採捕の制限に係る委員会指示を発動しているところです。

令和5年度におきましても道から網走海区漁業調整委員会に対して、漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動について、令和5年6月1

9日付け漁管第743号で要請がございました。

資料1～2ページが委員会指示案となりますが、令和4年度の委員会指示との変更点を中心に、ご説明します。

資料1ページをご覧ください。

こちらが、委員が指示の案となりますが、制限する河川は令和4年度と同様の6河川となります。

変更箇所としましては、昨年度は河川名を「浦士別川」としていたところですが、これを「濤沸湖（浦士別川）」としております。

制限に係る場所自体は、昨年と同様となりますが、浦士別川は濤沸湖に流入するまでの場所が河川区域となっており、それより下流側は濤沸湖となること分かりました。

制限区域は、濤沸湖から海面に流出する河口部となることから、「濤沸湖」とすることが適正であります。

ただし、制限される場所は昨年度と同じ場所であることから、括弧書きで浦士別川も併記しております。

もう一つの変更点が、ホロベツ川、ペレケ川、糠真布川、濤沸湖（浦士別川）の4河川の制限の開始期間を9月1日から8月1日に変更しております。

こちらの変更は、もともと8月1日からの制限を検討していたところ昨年度は委員会指示の発動が遅れたため、9月1日していたものを本来の形にするものであります。

なお、オンネベツ川と藻琴川は、北海道海面漁業調整規則で8月31日まで規制されておりますので、委員会指示での制限は昨年度同様9月1日からとしております。

資料の2ページ目が、ペレケ川の禁止区域図、3～4ページが道からの要請文となっておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

説明は以上です。

会長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　それでは、議案第1号河口付近におけるさけ・ますの採捕の禁止に係る委員会指示を発動してもよろしいでしょうか？

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第2号漁場計画（定置漁業権）の最終案策定について上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。  
議案第2号は、第15次定置漁業権の素案の策定に係る協議となります。  
第14次定置漁業権は、令和5年12月31日に免許期間が満了となること

から、道において令和4年8月10日付けで「漁業権切替方針」と「漁業権切替方針の運用」が策定されたところであります。

この「漁業権切替方針」におきまして、海面全体が最大限に活用されるよう海区漁場計画の策定を取り進めることとされました。

また漁場計画を円滑に策定するために、令和4年9月2日付けで「漁場計画策定要領」が制定され、この要領で漁場計画の策定のあたり、「草案」、「素案」、「振興局最終案」、「原案」、「案」の5段階に分けて検討するものとしております。

「草案」と「素案」につきましては、すでに第1回網走海区漁業調整委員協議会及び第19回網走海区漁業調整委員会において審議して頂いており、

オホーツク総合振興局水産課から水産林務部漁業管理課に提出していたところ です。

その後、素案に係る整理事項について通知を受けております。

この整理事項を踏まえて、オホーツク総合振興局水産課において「最終案」が策定され、資料1ページにありますとおりオホーツク総合振興局長から海区委員会に協議がございました。

素案の内容につきましては、オホーツク総合振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご検討願います。

漁業管理係長

れでは、議案第2号の漁場計画（第15次定置漁業権）の最終案策定について、説明させていただきます。

前回、令和5年5月26日に開催した第19回網走海区漁業調整委員協議会で、第15次定置漁業権の漁場計画「素案」について、ご審議いただいた後、本庁へ提出しております。その後、令和5年6月29日付けで、本庁より「素案」に係る整理事項の回答があり、これを踏まえてオホーツク総合振興局水産課において「最終案」を策定いたしました。

添付資料2ページ目から12ページまでに網走海区漁場計画（第15次定置漁業権）（素案）の協議に対する本庁からの回答を添付しております。

さけ定置に関しましては、2ページと3ページの雄武漁協（雄さけ定1号）と紋別漁協（紋さけ定1号と2号）の河口付近等の指定区域に設定している漁場について、現時点では回答を保留するとなっておりますが、前回の海区委員会でもご説明させていただいたとおり、現行どおりの設定で支障ない旨の回答を得ております。それ以外の漁場に関しても、「素案」のとおりで支障なしとの回答を得ております。

6ページ目からは、さけます定置になります。8ページ目にあります、常呂漁協から要望のあった漁場の移設要望ですが、この後の「素案」と「最終案」の対比でも説明いたしますが、移設場所の検討を漁協内で再度整理したところ、常さけます定第8号のみの移設要望となっており、11号と9ページ目にある20号を廃統することとして、支障なしとの回答を得ております。

9ページ目にある、網さけ・ます第8号と、11ページ目にある斜さけ・ます定第27号の漁場の移設については「継続検討」となっており、漁場の移設を検討する場合は、具体的な移設の必要性和移設位置の考え方、他種漁業を含めた管内の漁業調整が整っていることを整理の上検討するよう回答を受けて

おります。

10ページ目にある、網走漁協の網さけ・ます定第24号を23号に統合し、23号の移設に関しては、管内の漁業調整が整っていることを説明した上で、「素案」のとおり支障なしとの回答を受けております。

なお、網走漁協と斜里第一漁協の移設要望に関しては、関係漁協から資料を提出していただき、移設の必要性、移設位置の考え方や他種漁業を含めた漁業調整が図られていることを振興局において整理し、本庁に提出しております。

それ以外の漁場については、現時点では支障なしとの回答になっております。

最終案の内容について説明していきます。14ページと15ページに「素案」と「最終案」の対比表を添付しております。

14ページのさけ定置に係る「素案」から「最終案」の変更点はございません。

#### 【さけ定置】

16ページをご覧ください。さけ定置漁業の漁場計画の最終案を説明いたします。資料は16ページに最終案の概要、17ページから30ページに漁場計画の最終案、31ページから39ページに第14次との漁場区域等の対比、61ページから98ページにさけます定置を含めた漁場図となっております。

16ページの最終案の概要をご覧ください。「素案」からの変更点は14ページの「素案」と「最終案」の対比でも説明しておりますとおり、変更点はございません。漁場計画の最終案としてはウトロ漁協の斜さけ・ほっけ定8号の春定置の廃止のみとなっております、春定置の廃止に伴い斜里第一漁協とウトロ漁協で漁業権番号に変更が出ておりますので、27ページからの漁場計画で、ご確認いただければと思います。

この他の漁協については、現行どおりとしております。

漁場計画の内容ですが、免許予定日、申請期間は未定、存続期間は免許の日から令和10年12月31日までとしております。

漁場計画として左から漁場番号、免許の内容たる事項として、漁業種類、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、地元地区についてはなしとしております。

条件につきましては、令和5年5月25日付けで本庁から第15次定置漁業権免許に係る条件の既定が振興局に通知され、第15次免許期間における定置免許の条件は第14次を基本的に踏襲することとされており、さけます定置を含めて関係機関と整理し、振興局の漁場計画最終案を策定したいと考えております。

操業期間については、令和5年3月10日に開催された第2回網走海区漁業調整委員協議会で当管内につきましては、第14次と同様の操業期間で決定していただいたことから、第14次と同様の操業期間を記載しておりますが、本庁から令和5年5月24日付けで第15次定置漁業の操業期間が決定され、全道として第14次の操業期間どおりで決定されております。

31ページから39ページの第14次との漁場区域等の対比、61ページからの漁場図につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

#### 【さけ・ます定置】

続いて、さけます定置漁業の漁場計画の最終案になります。40ページをご覧ください。資料は先程のさけます定置漁業と同じ構成で、40ページに最終案の概要、41ページから49ページまでに漁場計画の最終案、50ページから60ページまでに第14次との漁場区域等の対比、61ページから98ページまでが漁場図になります。

こちらのさけます定置に関しましても、「素案」から「最終案」に係る変更等はございません。

漁場計画の内容ですが、免許予定日、申請期間は未定、存続期間は免許の日から令和10年12月31日までとしております。

漁場計画として左から漁場番号、免許の内容たる事項として、漁業種類、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、地元地区についてはなしとしております。

条件につきましても、さけます定置と同様に令和5年5月25日付けで本庁から第15次定置漁業権免許に係る条件の既定が振興局に通知され、第15次免許期間における定置免許の条件は第14次を基本的に踏襲することとされており、さけます定置を含めて関係機関と整理し、振興局の漁場計画最終案を策定したいと考えております。

操業期間については、現行操業期間としております。

50ページから60ページに第14次との漁場区域等の対比、61ページからの漁場図につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、第15次定置漁業権漁場計画の最終案についての説明を終わらせていただきますので、ご協議の方よろしくお願いいたします。

会長 　　ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　特に無い様ですので、議案第2号漁場計画（定置漁業権）の最終案策定について、異議ない旨、回答してもよろしいでしょうか？

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第3号と議案第4号は同じ、定置漁業権相続人の適格性に係る答申となりますので、併せて上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、網走市桂町の水谷 彦文(みずたに ひろふみ)から北海道知事あてに、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届け出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について、諮問があったものです。

届け出の内容は、網さけます定第5号、6号の持分の60%を前権利者の水谷 敏朗から、相続人 水谷 彦文が相続したというものです。

添付資料として、1ページに「知事からの諮問文の写し」、2～3ページに相続人と被相続人との関係を示した「相続関係図」と「法定相続情報」を添付していますが、こちらにありますとおり、被相続人の水谷 敏朗（みずたとしろう）には、妻の真理子（まりこ）と長男の彦文、長女の真実（まみ）、二男の昌文（まさふみ）がおります。資料4ページの4名による「相続同意書」のとおり彦文が持ち分を相続することについて同意が整っています。

資料の5ページから6ページまでが水谷 彦文の持分取得届、7ページから9ページまで、「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しを抜粋して添付していますので、後ほどお目通し願います。

また、10ページに相続人 水谷 彦文より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号のいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

なお漁業法80条において「相続又は法人の合併若しくは分割によって個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されておりますが、本件はこの期間を経過しております。

これは、11ページの水谷 彦文から提出された遅延理由書にありますとおり、相続権利者間の協議に時間を要したことによります。

続きまして議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

今回ご審議いただく内容は、網走市字藻琴の今 敬太（こん けいた）から北海道知事あてに、相続により漁業権の持分を取得したため、漁業法の規定に基づく届け出があり、これを受けて知事から当委員会に対し、届出人に係る適格性について、諮問があったものです。

届け出の内容は、網さけ定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号8号、網小さけ定第1号、小清さけ定第1号、2号、3号、4号の持分の0.615を前権利者の今 功一（こん こういち）から、相続人 今 敬太が相続したというものです。

添付資料として、1ページに「知事からの諮問文の写し」、2～3ページに相続人と被相続人との関係を示した「相続関係図」と「法定相続情報」を添付していますが、こちらにありますとおり、被相続人の今 功一には、

妻の司（つかさ）と長男の敬太、二男の貴紀（たかのり）、三男の佑記（ゆうき）がおります。

資料4ページの4名による「相続同意書」のとおり敬太が持ち分を相続することについて同意が整っています。

資料の5ページから28ページまでが今 敬太の持分取得届、29ページから34ページまで、「相続する漁業権の内容」としまして、免許状の写しの抜粋を添付していますので、後ほどお目通し願います。

また、35ページに相続人 今 敬太より提出された「免許についての適格性に関する誓約書」を添付しており、その中で相続人は、漁業法第72条第1項第2号から第4号のいずれにも該当せず、暴力団員等とは無関係であることを誓約しています。

なお漁業法80条において「相続又は法人の合併若しくは分割によって個別

漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されておりますが、本件はこの期間を経過しております。

これは、36ページの今 敬太から提出された遅延理由書にありますとおり、相続権利者間の協議に時間を要したことによります。

以上で説明を終わります。

適格性の有無につきまして、よろしくご審議の程をお願い致します。

会長 　　ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

新谷副会長、どうぞ。

新谷副会長 　　相続人の水谷彦文と今 敬太は、ただ今事務局から説明があった経緯にあり、適格性があるものと考えておりますので、よろしくお願ひします。

会長 　　新谷副会長より、相続人は適格性を有するとのこと発言がありました。他にご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　それでは、相続人は適格性があるものと認め、その旨、知事に答申することとして、よろしいですか。

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第5号「網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止及び「個人情報の保護に関する法律の施行に関する網走海区漁業調整委員会規程」の制定について上程します。また、報告第3号「網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正については、本議案に係るものですので、併せて報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　議案第5号「網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止及び「個人情報の保護に関する法律の施行に関する網走海区漁業調整委員会規程」の制定について説明いたします。

また関連します報告第3号の「網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正についても併せてご報告いたします。

議案第5号と記載された資料をご覧ください。

どちらも事務局の事務に関する規程・要綱ですが、これらの当委員会が定める関係規程については、基本的に国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。

今回、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を基に制定しております「網走海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護

に関する規程」も廃止することとなり、今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定する必要があります。

資料の1ページが廃止に係る告示文書で本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

資料2～7ページが新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程案となりますが、これも当委員会です承された後、決裁を経て施行されます。

つづきまして報告第3号「網走海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正についてです。

報告第3号と記載された資料をご覧ください。

こちらは国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定された規程に併せて、要綱の記載の内容が改正されるものでありまして、アンダーラインにより改正された箇所が判る様、新旧対照表にして添付してございます。

主な改正点は、根拠となる法令が道条例から国の法律に変わったことによる変更や字句の修正などとなっております。

詳細につきましては、後ほどお目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

会長 　　ただ今説明がありました、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　　発言なし

会長 　　それでは、原案どおり規程を制定することよろしいですか。また、内容の変更とならない字句の修正につきましては、正副会長に一任して頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか？

一同 　　異議なし

会長 　　それでは、そのように決定します。次に、議案第6号「北海道情報公開条例の施行に関する網走海区漁業調整委員会規程」の一部改正について上程します。また、報告第4号「網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正については、本議案に関係するものですので、併せて報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　　議案第6号「北海道情報公開条例の施行に関する網走海区漁業調整委員会規程」の一部改正について説明いたします。

また関連します報告第4号の「網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正についても併せてご報告いたします。

議案第6号と記載された資料をご覧ください。

こちら事務局の事務に係わる規程ですが、基となっています北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当委員会の規程も改正するものであります。

具体的な改正箇所につきましては、資料1ページの新旧対照表にありますとおり、北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告という事項が新設されたことなどであります。

つづきまして報告第4号「網走海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正についてです。

報告第4号と記載された資料をご覧ください。

こちらは、北海道情報公開条例とともに改正された道の関係規則に伴う改正となります。

主な改正点は、行政情報センターと行政情報コーナーの役割の明確化やマイクロフィルム文書の取扱いの追加などとなっております。

詳細につきましては、後ほどお目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

会長 　ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　発言なし

会長 　それでは、原案どおり規程を制定することよろしいですか。また、内容の変更とならない字句の修正につきましては、正副会長に一任して頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

一同 　異議なし

会長 　それでは、そのように決定します。次に、議案第7号「委員の辞任について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 　議案第7号についてご説明いたします。資料をご覧ください。  
資料1ページのとおり、鈴木委員から令和5年6月8日付けで、一身上の都合により委員を辞任する旨の届出がございました。

漁業法第百四十一条、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

このことから、鈴木委員の辞任について、委員会の同意について、ご審議をお願いします。

会長 　ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同 　発言なし

会長 　特に無い様ですので、鈴木委員の辞任について、同意することとして、よろしいでしょうか。

一同

異議なし

会長

それでは、そのように決定します。次に報告事項ですが、報告第1号と第2号が、どちらも第15次定置漁業に関する考え方ですので併せて報告します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

報告第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

現在の定置漁業権の免許期間が令和5年12月31日で満了となることから、道では時期免許の更新にむけて、令和4年8月10日付けで「漁業権切替方針」を策定したところでございます。

この方針において、別に定めるとしていた秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方について、令和5年(2023年)5月24日付け漁管第470号で通知がございました。

資料1ページ目がその通知文となります。

資料の2～4ページが14次漁業権のときの考え方との対比表となります。

大きな変更点としましては、資料4ページの別表で示されています対象河川のうち、十勝総合振興局管内の歴舟川が削除されております。

それ以外は、字句の修正となっております。

なお、オホーツク総合振興局管内では、第14次に引き続き斜里川と渚滑川、幌内川の指定区域内に漁場を設定する計画としております。

このことに関して、斜里川については親魚の確保が見込まれこと、渚滑川と幌内川については、令和5年3月10日に開催しました第2回網走海区漁業調整委員協議会において協議頂いた「オホーツク中部地区に係る秋さけ親魚確保の考え方」により親魚確保に務めることを道に報告していたところ、資料の7ページのとおり漁場の設定に支障無い旨、回答されております。

説明は以上です

続きまして報告第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。

報告第2号の第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方につきましても「漁業権切替方針」において、別に定めるとしていたものですが、資料1ページにありますとおり、令和5年(2023年)5月24日付け漁管第469号で通知がございました。

資料の2～5ページが14次漁業権のときの考え方との対比表となりますが、字句の修正や時点変更のみで、操業期間については第14次と全く同じとなっております。

説明は以上です。

会長

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

一同

発言なし

会長 以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

一同 発言なし

### 3 閉 会

会長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。

終了